

●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、県有施設における利用者の安全・安心の確保について監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年5月1日

香川県監査委員	三谷和夫
同	大西均
同	香川芳文
同	高城宗幸